

令和２年度第２回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和２年度第２回津市公契約審議会
2 開催日時	令和３年１月１４日（木） 午後３時００分から午後４時２０分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎８階 大会議室Ｂ
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 奥田 正治、田邊 三郎、西川 源誌、橋本 正治、 村山 篤、山口 登 （事務局） 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 物品調達契約担当主事 福岡捷太郎 工事契約担当副主幹 岡本慎哉 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 会長及び副会長の選任 (2) 津市公契約条例の施策の方向性について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	１人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 ０５９－２２９－３１２２ E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 それでは、会議に入りますが、委員委嘱後初めての会議となる本日の会議では、会長及び副会長の選任まで私が進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

 なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

 なお、傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げることをないように、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

 では、「事項書１ 会長及び副会長の選出」について、でございますが、津市公契約条例第１８条第１項の規定では、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっています。

 選任について如何いたしましょうか。

委員 事務局としての意見を聞かせてください。

事務局 事務局としては、津市入札等監視委員会において委員長をされており、本市の契約制度に精通されていることのみならず、これまでも本審議会の会長として、審議会をとりまとめていただいている西川委員にお願いしてはいかがかと考えております。

 また、副会長については、労働及び社会保険関連の法令を熟知し、社会保険労務士としてご活躍され、これまでも本審議会の副会長として審議会運営に御尽力いただいている奥田委員にお願いしてはいかがかと考えております。

委員 異議なし。

事務局 それでは、会長は、西川委員に、副会長は奥田委員にお願いしたいと思えます。

 どうぞ、会長席、副会長席に、御着席ください。

 それでは、西川会長、奥田副会長に御挨拶をお願いします。まず、西川会長、お願いします。

会長 <会長挨拶>

事務局 ありがとうございます。続きまして奥田副会長お願いします。

副会長 <副会長挨拶>

事務局 ありがとうございます。それでは、西川会長、議長として以後の会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中をお集まりいただき、御苦勞様です。活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。
「事項書2 津市公契約条例の施策の方向性について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 津市公契約条例の施策の方向性について、過去の審議会においても、対象労働者の範囲や労働状況台帳、違反時のペナルティ、労働報酬下限額について御審議いただき、これらの項目を整理しました。少し長くなりますが、一括して担当から詳細を説明いたします。

事務局 <概要>
労働報酬下限額を定めての運用を想定した試行条件について説明を行った。
・指定管理を津市公契約条例の対象とし、さらに津市公契約条例施行規則第3条に規定する特定公契約に加える。
・労働者性の高い個人事業主及び指定管理者が直接雇用し常駐する労働者を新たに条例の対象労働者とする。
・業務委託における労働報酬下限額の対象案件は予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約とする。
・指定管理における労働報酬下限額の対象案件は指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件とする。
・工事における労働報酬下限額の対象案件は、予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった案件とする。
・労働報酬下限額は津市職員高卒初任給を勘案した額とする（業務委託、指定管理、工事共通）。
・労働状況台帳は受注者に加え、受注関係者（再委託業者、下請業者）に対しても作成及び提出を義務付ける。
・業務委託及び指定管理の労働状況台帳は、原則初回及び最終回の労働に係る労働報酬を提出対象とする。
・工事の労働状況台帳は、原則中間月と履行完了月の労働に係る労働報酬を提出対象とする。
・工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者については労働状況台帳の提出対象外とする。
・受注者は、労働状況台帳の物理的な取りまとめを行うのみとし、労働報酬下限額を下回った場合の指導については発注者が行う。
・違反があった場合、違反業者に個別にペナルティを科すこととし、違反をしていない受注者等に対しては連帯してペナルティは科さない。

会長 分かりました。では、津市公契約条例の施策の方向性について、一括して何か御意見・御質問はありませんか？

委員 労働状況台帳の提出について、資料6ページでは受注者が受注関係者分を取りまとめるとのことですが、下請業者が労働状況台帳を封筒

に入れた状態で元請業者に提出した場合、元請業者は封筒を開けて中身を見るのでしょうか。

事務局 本年度の試行においても、厳封された下請業者の労働状況台帳については内容の確認は不要としています。今後も確認せずにそのまま市に提出していただきます。

委員 封筒は開けないということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 資料の6ページの受注者の責任範囲についての所ですが、先ほどの説明では労働状況台帳の取りまとめを行うものとし、労働報酬下限額を下回った場合は市が調査をするとのことでしたが、資料の方でも市が調査するというのを記載するべきではないでしょうか。

事務局 資料6ページでは労働報酬下限額を下回った場合の指導については発注者である本市が該当業者に直接指導することと記載していますが、それ以外にも記載するべきということでしょうか。

委員 指導するということは記載されていますが、指導だけでなく調査することについても記載するべきでは、ということです。

事務局 わかりました。その点については、今後作成する資料に加えて記載するようにします。

事務局 条例でも、市は立入検査をすることができると規定されています。元請業者は労働状況台帳の物理的な取りまとめのみを行っていただけ、市は内容確認、調査指導を行ってまいります。また、労働状況台帳の中身を元請業者に見られたくない下請業者については、これまでの運用のとおりで封筒に入れて提出することとします。これらのことを明記します。

会長 先ほど事務局の回答にありました、明記する、とは答申案に明記するということでしょうか。

事務局 今後作成する資料についても明記し、答申案についても同様に明記します。

委員 資料1のチェックシートですが、①及び②の両方に該当し、11のチェック項目のうち、6項目以上が該当する一人親方は公契約条例の対象労働者とするとのことですが、該当するかどうかの判断は個人事業主と契約する事業者側が行うのでしょうか。

事務局 事業者側が判断することになりますが、事業者はその判断結果を資料2の個人事業主名簿に記載し当該一人親方に内容確認を求めることとしています。一人親方は自身の労働者性の有無についての内容を確認し、誤りがなければ署名又は押印することとしています。

委員 一人親方のチェックシートについても、答申案等に記載するという理解でよろしいですか。

事務局 マニュアルに記載していくこととなります。

委員 労働者性の高い一人親方については、今後は条例の対象になっていくということを周知してもよろしいですか。

事務局 審議会において、先ほどお示しした案で進めて行くという話になれば令和3年度の試行からこの案で進めて行き、その後も同様とする予定です。

委員 資料の4ページで、労働報酬下限額の試行結果が示されていますが、この金額は時給だと思います。労働者に支払われる給料は、基本給の他、残業代や手当が支給されますし、保険料は控除されているのが現状ですが、どのような方法で時給に換算されているのでしょうか。この資料だけでは換算方法がわかりませんね。

会長 資料には時給換算の方法の記載が無く、わかりにくいと思いますので、事務局に説明を求めます。

事務局 追加の資料を用意していますので、後ほど追加資料を用いて説明させていただきます。

会長 わかりました。他に何かございますか。

委員 工事の試行対象案件で、1億5,000万円以上の案件、又は総合評価落札方式を対象とするとのことですが、総合評価落札方式には技術力や社会貢献といった評価項目があるかと思いますが、津市での評価項目について教えてください。他市の事例だと雇用安定や労働者の賃金、地域貢献といったことも評価項目としているところがあります。

事務局 まず、工事の対象案件についてですが、予定価格が1億5,000万円以上の案件、又は総合評価落札方式において低入札価格調査となった案件としています。次に、総合評価落札方式についてですが、本格的に総合評価落札方式を導入しているわけではなく、津市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、現在試行中です。現在、試行中の案件は工事成績重視型で、工事实績等を評価しています。その中で

社会貢献として防災協定の有無等については評価項目としていますが、労働者の賃金については評価項目としていません。

委員

前回の審議会で標準見積書の活用についての話が出ていましたが、その後、津市でもホームページに標準見積書の活用についてという記事を掲載していただき、良かったと思います。

総合評価の話に戻しますが、長野県において、労働者に対し適正な賃金を支払った事業者を評価するといった項目があります。津市では労働者の賃金についての評価項目はないとのことですが、適正な賃金を支払った事業者については評価するべきではないかと思います。この点については公契約から少し離れた話になるのかもしれませんが、受注者の労務費が発注者積算の労務費の89.5%以上であることが評価の基準となっているようです。この考え方は公契約条例を施行している他自治体の労働報酬下限額を設計労務単価の90%以上とするという考え方に近いのでは、と思います。このように、適正な賃金を支払う労働者を発注者が評価してあげれば公契約も進むのではないかと思いますので、また今後の参考としていただければと思います。

事務局

総合評価落札方式は試行的に実施しており、現在の評価項目として工事实績、工事成績、社会貢献、地域貢献、手持ち工事量、配置予定技術者、障害者雇用といったものを設定しています。評価項目については三重県公共工事等総合評価意見聴取会の意見を聴きながら設定しますので、今の御意見は審議会ではなく、総合評価落札方式について検討する場が別にありますので、そちらで検討させていただければと思います。

委員

総合評価落札方式には様々な評価項目がありますが、労働者に支払う賃金で業者を評価することは問題があると思います。国交省では業者が労働者に支払う賃金についての評価項目はないかと思います。今後、総合評価落札方式について検討する場があるとのことですので、こういった意見があるということも、参考にしてください。

会長

労働者の側としてはできる限り高い賃金を望むことはよく理解できますし、事業者側としては賃金の評価項目を設定することによって過当競争になることを懸念するという考えも理解できます。この件については、公契約からは少し離れますが、ここで出た意見も参考に事務局は今後の総合評価落札方式をより良いものにしていただければと思います。

委員

工事の対象案件について、1億5,000万円以上の工事とありますが、総合評価落札方式も1億5,000万円以上の工事が対象ですか。

- 事務局 1億5,000万円以上の工事については全て対象です。総合評価については、1億5,000万円未満のものであっても低入札価格調査となった案件を対象とします。
- 委員 総合評価は1億5,000万円未満の案件も全て対象というわけではないということですね。
- 事務局 はい。1億5,000万円未満のうちの低入札価格調査となった案件が対象になるということです。
- 会長 1億5,000万円未満であっても低入札価格調査となった案件を対象としているのは、低入札の結果、労働者の賃金にしわ寄せがいてないかということを確認するためですね。
- 会長 それでは、先ほどの御質問のあった、賃金の算出方法について、資料が用意できたようですので、事務局に説明を求めます。
- 事務局 賃金の時間単価算出方法について説明
- ・基本給＋基準内手当を対象とする。
 - ・税金や社会保険料等の控除前の金額を元に算出する。
 - ・賞与等の臨時の手当、通勤手当、時間外に係る割増賃金等は対象外とする。
 - ・対象外分を除いた賃金を1ヶ月の全勤務時間のうち、対象公契約に従事した時間の割合で単価を算出。
- 会長 賃金は控除前のもので、時間外割増賃金等の対象外のものは除き、又、労働時間を基に対象公契約分のみの賃金を算出するということですね。その算出結果が4ページに示された金額であり、全て労働報酬下限額を上回っているということですね。
- 委員 わかりました。
- 委員 1ページに指定管理を条例の対象にすることと、特定公契約に含むという記載がありますが、条例や規則の改正は必要でしょうか。指定管理については、条例や規則に規定がされていないと思いますが。
- 事務局 最終的には条例改正を行いますが、来年度の試行にあたっては別途意思決定を行い、マニュアルの中に記載する形になりますので、来年度に向けて直ちに条例や規則を改正することはありません。
- 会長 最終的には条例改正をするということですね。
- 事務局 来年度は条例制定後4年目となりますが、今回の提案内容でよろし

ければ来年度は今回の提案内容で本番さながらの試行を行います。来年度の試行で特に問題がなければ、令和4年度に条例等の必要な改正を行います。今は試行であり、ペナルティは科しませんので、条例改正を行わなくても試行はできると考えています。ただし、条例に基づく本運用であれば条例等の整理が必要となります。その点につきましては、今後委員の皆様にお示しできればと考えています。

委員 ペナルティについてですが、それぞれの事業者が台帳を作成し、市がその内容を確認、調査、指導し、違反した業者があれば違反業者のみに直接ペナルティを科すということですね。

事務局 そのとおりです。

委員 これは、今までよりわかりやすくなったと思いますが、この提案は試行的に行うのか、今後も継続して行うのかどちらでしょうか。

事務局 今回、提案しました内容については令和4年度の条例改正に向けた提案ですので、本運用をこのように行いたいという考えです。ただし、その方法に問題があれば条例改正後であっても見直しは行います。

委員 労働者の調査については、わかりやすくなってきたかと思いますが、労働報酬下限額についてはまだわかりにくい所があるかと思います。

会長 労働報酬下限額については、令和3年度の試行やその後の本運用においても津市職員高卒初任給を勘案した額を基準として設定することかと思っています。

委員 それであれば、わかりやすいですね。

委員 最終的に労働報酬下限額は今回提案いただいた内容で決定ということになるのでしょうか。

事務局 条例に労働報酬下限額は施行後5年以内に必要な措置を講じると規定されていますので、まずはこの提案内容で答申をいただくことを目指して来年度の試行を行うものです。津市職員高卒初任給を勘案した額でスタートはさせていただきたいですが、その後見直しも行います。

事務局 施行後5年以内の必要な措置としては、今回の提案で始めさせていただきたいですが、その後の見直しについては附則等に規定することも検討します。

会長 最初から厳しい条件でスタートすると難しい問題が出る可能性も

ありますし、今回の提案でスタートし、その後は結果を見ながら検討していくということですね。

会長 他に何かございますか。なければ今回の提案のとおり進めていただくということで、お願いします。

会長 事項書の内容は以上になりますが、他に事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは特にありません。

会長 他に何かございますか。
無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

令和２年度第２回津市公契約審議会事項書

令和３年１月１４日（木）午後３時００分

津市役所本庁舎８階 大会議室 B

- 1 会長及び副会長の選任
- 2 津市公契約条例の施策の方向性について

2 津市公契約条例の施策の方向性について

(1) 公契約の範囲について

現在、津市公契約条例（以下「条例」という。）では、本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約を条例の対象としていますが、新たに指定管理を条例の対象とします。

更には、指定管理における業務が、施設の受付や清掃など、人的経費の占める割合が高い業務が大半であることから、津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）第3条に規定する特定公契約（以下「特定公契約」という。）に加えることとします。

(2) 対象労働者の範囲について

現在、下記のとおり労働基準法第9条に規定する労働者を条例の対象としていますが、新たに一定の条件を満たす個人事業主（一人親方）と、指定管理においては、指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者に限り条例の対象とします。

ア 現状について

労働基準法第9条に規定する労働者を条例における労働者としています。

（例）正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

イ 改正案について

現在、対象としている労働者に次の（ア）、（イ）に示す者を加えます。

(ア) 個人事業主

一部の個人事業主（一人親方）については、労働者と同じ働き方をしている実態があることから、労働者性の高い個人事業主については対象とします。具体的には下記の条件を全て満たす個人事業主（一人親方）を対象とします。

なお、確認はチェックシート（資料1）を用いて個人事業主に工事を発注する側が行い、確認内容に間違いがなければ受注する側である個人事業主が名簿（資料2）にも署名を行う方法とします。

- ① 資材の調達を自ら行わない者
- ② 建設機械その他の機械を持ち込まない者
- ③ チェックシート中、6項目以上に該当する者

(イ) 指定管理における労働基準法第9条に規定する労働者のうち指定管理者が直接雇用し、かつ、施設に常駐する者を対象とします。

※ 下記の者については、今後も条例の対象外となります。

- ・ 家事使用人、同居親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者
- ・ 公契約に係る業務に直接従事しない者（一般事務員、材料の製造に従事する者）
- ・ 労働基準法第9条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員）

(3) 労働報酬下限額について

条例第4条第2項に基づき労働報酬下限額（以下「下限額」という。）を定めることについて、業務委託及び建設工事においては、条例第6条及び規則第3条に規定する特定公契約のうちの複数件に対して試行的に下限額を定めて発注を行い、実際に労働者に支払われた労働報酬を確認するほか、事業者等へのアンケートの実施により、情報収集を行うとともに、津市公契約審議会の意見を参考に検討を進めてきました。

また、指定管理については、先行自治体の例も参考に特定公契約として下限額の対象とすることについて検討を進めてきました。

このように、検討を進めてきた結果、下限額の対象となる案件などの条件を次のとおり定めることとします。

ア 対象案件について

(7) 業務委託

これまでの試行と同様に特定公契約を下限額の対象としますが、特定公契約については、競争や1者随意契約により契約しており、それらに係る予定価格は数千円から数億円までと幅広く、業務の履行形態としては、清掃、警備などの継続的なものや、設備保守点検業務などの断続的なものがあります。なお、案件数としては、平成30年度、令和元年度それぞれ約900件と膨大であります。

そのため、業務委託においては、金額及び契約方法で一定の基準を設け、この基準に該当する案件を下限額の対象とする案件（以下「業務委託における対象案件」という。）とします。

基準を設けるにあたっては、受注者における事務負担等を考慮し検討した結果、“予定価格が1,000万円以上”とし、更に“競争により契約していること”を基準とします。

ただし、基準とする金額や契約方法については、課題等があれば見直しなどを検討することとします。

※業務委託における対象案件とする基準

予定価格が1,000万円以上で、かつ、競争により契約している特定公契約

(4) 指定管理

本市における指定管理においては、指定管理者を公募により決定するもののほか、公募によることなく特定の者に決定することがあります。また、業務については、施設の受付や清掃などの継続的なものや、設備保守点検業務などの断続的なものがあり、その履行にあたっては、設備保守点検業務などは指定管理者が独自に事業者へ委託することがある一方で、施設の受付や清掃などは指定管理者が直接雇用し施設に常駐する者により履行されています。

そのため、条例の対象とする事業者については、指定管理者とします。

また、下限額の対象とする案件については、業務委託と同様の基準を設けることとし、“指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件”を下限額の対象（以下「指定管理における対象案件」という。）とします。

なお、本市における指定管理の協定数は、令和2年4月1日時点で97件ですが、そのうち、上記基準（指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件）については12件です。

※指定管理において下限額の対象とする基準

指定管理料が1,000万円以上で、かつ、公募により指定管理者を決定する案件

(ウ) 工事

工事は調達契約課及び上下水道管理課から、約400件が発注されています。

そのため、工事においても、金額及び契約方法で一定の基準を設け、この基準に該当する案件を下限額の対象とする案件（以下「工事における対象案件」という。）とします。

基準を設けるにあたっては、受注者及び受注関係者における事務負担を考慮の上、検討し、“予定価格が1億5,000万円以上”を基準とします。

加えて、総合評価落札方式による入札において低入札価格調査の対象となった工事については、最低制限価格の設定の方法により算出した低入札価格調査基準価格を下回る金額で契約締結することになるため、労働者の賃金等へのしわ寄せになる懸念があること、また、労働者に適正な賃金が支払われることを契約締結後においても確認する必要があることから、工事における対象案件とします。

また、業務委託と同様に基準とする金額や契約方法については、課題等があれば見直しなどを検討することとします。

※工事における対象案件とする基準

予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式の入札において低入札価格調査の対象となった工事

イ 設定金額について

業務委託においては、平成30年度から区分を設定せずに試行を行っており、全ての労働者が労働報酬下限額以上の賃金で働いていることが確認できています。

また、工事にあっては、令和元年度は2区分、令和2年度は3区分を設定して試行を行っており、こちらも業務委託と同様に全ての労働者が労働報酬下限額以上の賃金で働いていることが確認できています。

指定管理については、試行は行っていないものの業務内容としては施設管理業務委託に近いことから、業務委託と同様の状況が想定されるところです。

これらのことから、業務委託、指定管理及び工事には様々な業務内容があるものの、まずは、最低賃金に近い賃金で従事する労働者の労働環境を確保することを目標とし、設定金額については、労働者の業務内容、経験年数で差をつけることなく全ての労働者に対して同一の基準（津市職員高卒初任給を勘案した額）により設定します。

なお、複数年度にまたがる契約における下限額については、先行自治体におい

ては、複数年度にまたがる契約の場合は、当該契約を締結した年度の下限額を、履行期間が終了するまでの間の下限額としていることが多いことから、本市においても、同様の取り扱いとします。

ただし、最低賃金が下限額を上回った場合は、当該年度については最低賃金を以て下限額とします。

【参考】労働報酬下限額の変遷

1 業務委託

年度	下限額 (円)	三重県の最低賃金 (円)	試行結果			
			最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	人数 (人)
H30	860	820 (H30. 9. 30 まで) 846 (H30. 10. 1 以降)	3, 666	937	1, 914	105
R1	880	846 (R 1. 9. 30 まで) 873 (R 1. 10. 1 以降)	3, 284	901	1, 423	70
R2	880	873 (R 2. 9. 30 まで) 874 (R 2. 10. 1 以降)	試行中			

2 工事

年度	区分 ※	下限額 (円)	備考	試行結果			
				最高 (円)	最低 (円)	平均 (円)	人数 (人)
R1	一般労働者	846	三重県の最低賃金 (～R1. 9. 30 : 846 円、 R1. 10. 1～ : 873 円)	3, 125	1, 000	1, 692	87
	交通誘導警備員	873		1, 250	875	994	18
R2	一般労働者	1, 048	三重県の最低賃金の 120%	5, 616	1, 250	1, 990	41
	見習い等労働者	961	三重県の最低賃金の 110%	—	—	—	0
	交通誘導警備員	880	業務委託と同額	1, 375	887	1, 005	10

※令和元年度は区分せず試行したが、労働状況台帳記載の職種欄を元に一般労働者と交通誘導警備員を分類し、集計した。人数は延人数。

ウ 対象労働者について

上記アの対象案件に従事する労働者とします。

ただし、下記の者については、下限額の対象労働者から除外するものとします。

※ 下限額の対象から除外する労働者

- ・ 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・ 対象案件への従事時間が1か月あたり30分未満の者

(4) 労働状況台帳について

ア 業務委託及び指定管理

当該台帳については、業務委託における対象案件において下限額の対象となる労働者の労働報酬額を含めた就労状況を把握するためのものであり、その者の就労状況の確認や、労働報酬額が下限額を下回っていないかを確認するため、受注者に当該台帳の作成及び提出を義務付けることとします。

なお、再委託を認める案件が出てきた場合には、再委託業者に対しても当該台帳の作成及び提出を義務付けることとします。

(7) 作成対象

業務委託における対象案件については、その殆どが、仕様書に定められたとおり履行する単純作業であり、労働報酬に関しては、令和元年度の清掃に係る試行案件における当該台帳を確認したところ、毎月ほぼ同じ金額が支払われていたため、当該台帳については、毎月作成する必要はないものと考えますが、例年10月に新たな最低賃金が発効されることから、そのことが労働報酬に及ぼす影響等を把握するためにも10月前後の労働報酬については確認する必要があると考えます。

これらのことを考慮するとともに、受注者の事務負担軽減の観点から、履行期間のうち初回及び最終回の業務（労働）に係る労働報酬分を対象とし、2月分の当該台帳を作成することとします。

なお、複数年度にまたがる契約の場合においては、年度毎に初回及び最終回の2月分の当該台帳を作成することとします。

(イ) 提出回数

2回（複数年度にまたがる契約の場合においては、年度毎に2回提出する。）

(ウ) 提出時期

初回及び最終回の業務（労働）に係る労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日までとします。（複数年度にまたがる契約の場合においては、年度毎とする。）

(エ) その他

単純作業であっても履行期間が短い業務や、設備保守点検のような断続的に履行される業務の場合については、契約の際に、受注者となった事業者と協議し、作成及び提出回数を決定することとします。

イ 工事

当該台帳については、工事における対象案件において下限額の対象となる労働者の労働報酬額を含めた就労状況を把握するためのものであり、その者の就労状況の確認や、労働報酬額が下限額を下回っていないかを確認するため、下限額の本施行にあたっては、試行時と同様に受注者及び受注関係者に当該台帳の作成及び提出を義務付けることとします。

(7) 作成対象

工事は平成31年度は初回、中間月、履行完了月の3回を作成対象とし、令和2年度は中間月のみを作成対象とし、試行を行いました。

平成31年度は予定価格が原則3,000万円以上、令和2年度は原則5,000万円以上を試行案件としていましたが、今回1億5,000万円以上の工事を対象としており、今まで以上の長い工期を要し、多くの労働者が工事に従事することとなります。そのため、履行期間のうち中間月と履行完了月の2月分を対象とし、労働報酬の支払状況の確認を行うこととします。

(イ) 提出回数

2回（工期が12月を超える場合は、工期に応じて回数を増やす。）

(ウ) 提出時期

原則中間月と履行完了月の労働に係る労働報酬が支払われるべき日の属する月の翌月の末日までとします。（工期が12月を超える場合は、工期に応じて各年度1～2回の提出とする。）

(エ) 労働状況台帳の提出対象労働者

2（2）で示した範囲の労働者を提出対象とします。ただし、現場代理人、主任技術者、監理技術者については現場を管理する立場であり、普通作業員や交通誘導警備員等とは立場が異なり、又、国交省が行う労務費調査においても調査対象外としていることから、労働状況台帳の提出対象から除きます。

ウ 労働状況台帳に係る受注者の責任範囲について

昨年度までは受注者は労働状況台帳の内容確認を原則行うこととしていましたが、労働状況台帳の物理的な取りまとめを行うのみとし、労働報酬下限額を下回った場合の指導については発注者である本市が該当業者に直接指導することとします。その他については昨年度と同様で、下表のとおりとなります。

表：労働状況台帳提出に係るそれぞれの責任範囲

	発注者	受注者	受注関係者	備考
受注関係者へ労働状況台帳の作成方法及び労働報酬下限額についての説明	—	○	—	受注者が受注関係者に説明を行う。
労働状況台帳の作成	—	○	○	受注者、受注関係者それぞれが自社分を作成する。提出回数は原則2回。
労働状況台帳の取りまとめ（※）	—	○	—	受注者が受注関係者の台帳を取りまとめる。
労働状況台帳の提出	—	○	—	受注者が受注関係者分もまとめて発注者に提出。
労働報酬下限額を下回った場合の指導	○	—	—	発注者が該当業者に個別に指導する。

※工事については、下請契約締結時に労働状況台帳を受注者に提出することを誓約していることから、誓約書に基づき労働状況台帳を受注者に提出する。

(5) 違反時のペナルティについて

受注関係者は下請契約締結時に受注者から下限額について説明を受けた上で下請契約締結しているにも係わらず下限額に係る違反を行った場合、違反した受注関係者に責があることから、本市は違反業者に対し個別にペナルティを科すこととします。例えば、二次下請業者が何らかの違反をしたとしても、ペナルティは二次下請業者に対してのみ行い、受注者や一次下請業者に対しては連帯してペナルティを科さないこととします。

公契約条例対象労働者チェックシート

①及び②の両方に該当する一人親方がいる場合は、下のチェック項目について確認してください。

- ① 一人親方が仕事で使う機械・器具(手元工具は除く)は貴社が提供している。
- ② 一人親方が仕事で使う材料は貴社が提供している。

	チェック項目	該当する	該当しない
1	一人親方へ急な仕事を依頼した時、親方は断ることができない。		
2	一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、親方は断ることができない。		
3	一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用している。		
4	一人親方の仕事の就業時間(始業・就業)は貴社が決めている。		
5	当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるのには貴社の了解が必要である。		
6	仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことを認めていない。		
7	工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法は貴社が具体的な指示を出している。		
8	一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合、貴社が代わりの者を探している。		
9	一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬は代わりの者に支払う。		
10	一人親方の通常ミスや一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、貴社が負担する。		
11	一人親方の報酬(工事代金、賃金等)は一日当たりの単価など働いた時間によって決められている。		
合 計			

「該当する」が6項目以上の場合→公契約条例対象労働者
「該当する」が6項目未満の場合→公契約条例対象外労働者

個人事業主名簿

【資料2】

○×建設(株)

発注側記入欄		受注(個人事業主)側記入欄
個人事業主氏名	労働者性の有無	個人事業主署名(又は押印)
△△ △△	有	△△ △△
□□ □□	無	
①発注側(○×建設(株))が記入する。		②個人事業主が①で記入された内容を確認し、間違いがなければ署名又は押印する。
記入例では1枚で2人の個人事業主を記載していますが、1人の個人事業主につき、1枚ずつ作成していただいても構いません。		

※個人事業主と契約する事業者ごとに作成してください。
※個人事業主は、雇用側記入欄の内容に誤りがないことを確認の上、署名、押印してください。